

保健室よりお知らせ

☆保健室の利用について

保健室は、学校生活時の怪我の応急処置や体調不良の対応、また勉強や友人関係や部活動等、学校での悩みや、体のこと・・・など、生徒が抱えている悩みや問題を相談できる場所として、

月曜日～金曜日 8:10～17:10 の間、利用することができます。

☆学校感染症による出席停止について

インフルエンザや麻疹・風疹など、感染症にかかっていると診療所で診断された場合、学校保健安全法施行規則により、出席停止（欠席扱いにならない）となります。出席停止の期間は感染症により異なります。詳細は4月に配布した『生徒心得』の「学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準」の表を確認してください。ただし、この表に記載されている内容はあくまで基準であり、担当医の指示がある場合はこの限りではありません。

感染症にかかった場合は、学校にその旨をお知らせください。インフルエンザを除き、登校再開のためには、担当医に治癒したことを別紙の『出席停止証明書』に記入してもらい、担任または養護教諭に提出してください。学校で確認後、通常通りの登校ができます。

☆インフルエンザの出席停止の手続き変更のお知らせ

平成30年度より、インフルエンザにかかった時の診療所での出席停止の手続きが変更になります。これまで出席停止期間終了時に、再度診療所を受診し医師の治癒証明を得てから登校することになっていました。30年度より診断後は、保護者の管理下で検温を行い、出席停止期間終了時に家庭で書類を記入後、登校可となりました。

新しい「診断書(証明書)」をご参照ください。以前は、学校から書類をお渡ししていましたが、新しい診断書(証明書)の様式は、インフルエンザと診断されたときに診療所で受け取るようになります。診断後は、毎日検温を行い、保護者が記録欄に記入してください。発症後5日を経過し、かつ解熱後丸2日経過しましたら、保護者サイン欄に記入押印し、登校初日に養護教諭にご提出ください。

感染拡大を防ぐため、「発症した後5日を経過し、かつ解熱後丸2日を経過するまで」という出席停止期間の基準は、必ず守ってください。

☆スクールカウンセラーについて

月に3回程度、スクールカウンセラー（男性）が本校に勤務して、生徒・保護者のカウンセリングに応じています（保護者のカウンセリング内容は生徒との関係に係る事柄のみ）。「学校の先生には話しにくいけど、誰かに相談したい」「養護の先生は女性だから、男性に相談したい内容だ」というようなときはもちろん、カウンセリングの専門的な知識を持った方に相談したいときなど、事前予約または、カウンセラー来校日に直接保健室に来ても大丈夫です。

何か御不明な点がある場合は、保健室の山崎までお問い合わせください（2-2346）。

（令和2年8月現在）